

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会医療法人卓翔会（以下「当法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の役員報酬(手当)の支給に関する事項を定める。

(定義)

第2条 役員とは、当法人定款第28条の規定に基づき選出された理事、監事をいう。

(役員報酬(手当))

第3条 役員報酬(手当)は、当法人定款第33条の規定である「勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによって支給しない。」の原則により以下を上限として支給する。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 理事長 | 年間 3,600万円 |
| (2) 副理事長もしくは常務理事 | 年間 2,040万円 |
| (3) 他の理事及び監事 | 出会1回当たり 2万円 |

(支給方法)

第4条 理事長、副理事長もしくは常務理事への役員報酬(手当)の支払いは、年間支払額を12分割して給与と同時に支給する。

2 他の理事及び監事への役員報酬(手当)の支払いは、出会の都度支給する。

(閲覧)

第5条 この規程及び理事長等に対する報酬等の支給の基準は、医療法第51条の2第2項の規定により閲覧に供するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事長が決定し、直近に開催される社員総会で承認を得るものとする。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

社員・役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、理事長及び理事、監事、社員（以下「役員等」という。）の旅行及び出会時の費用弁償の額（以下「費用弁償」という。）の支給に関する事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員等の出会による費用弁償は、交通費とし、遠方から出会する理事及び監事に次のとおり支給する。

（1）出会1回当たり1万円

2 役員等が業務のため出張するときは、旅費規程を適用する。

(支給方法)

第3条 前条第1項の交通費の支給は、原則として出会の都度、現金で支給する。

2 前条第2項の出張費については、概算前払い又は清算払いができるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めのない事項は、理事長が決定し、直近に開催される社員総会で承認を得るものとする。

附則 この規程は、平成24年10月1日から施行する。